



# 前払式支払手段の諸手続きに係る概要

この概要は、作成日時点の法令等に基づき、前払式支払手段に関する手続き等を説明したものです。法令等の改正により変更となる場合がありますので、ご了承ください。

令和2年2月14日作成  
九州財務局  
金融監督第三課

# 目 次

( ページ )

## ・登録、届出、変更届出等の諸手続きについて

( 法第 5 条、法第 7 条、法第 8 条、法第 10 条、法第 11 条関係 )

1 . 登録、届出	...	1
2 . 変更届出	...	3

## ・基準日報告書、発行保証金の供託等について

( 法第 13 条、法第 14 条、法第 15 条、法第 16 条、法第 18 条、法第 22 条、法第 23 条関係 )

1 . 基準日報告書等	...	4
2 . 発行保証金の供託等	...	5
3 . 帳簿書類の作成・保存	...	7
4 . 表示・情報提供義務	...	8

## ・払戻し手続きについて

( 法第 20 条、法第 30 条関係 )

1 . 発行の業務の廃止に伴う払戻し ( 法第 20 条第 1 項 )	...	9
2 . 払戻しの原則禁止と法第 20 条第 5 項の払戻しについて	...	10
3 . 発行の業務の承継	...	11

## ・発行者の義務一覧

... 13

( 関係法令略称 )

資金決済に関する法律 ( 法 )

資金決済に関する法律施行令 ( 政令 )

前払式支払手段に関する内閣府令 ( 府令 )

事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係 前払式支払手段発行者関係 ( 事務ガイドライン )

前払式支払手段発行保証金規則 ( 規則 )

## 前払式支払手段の発行に関する相談・照会等

### 1. 各種様式の入手方法

前払式支払手段に関する府令別紙様式等については、以下のHPから、ダウンロードできます。

電子政府の総合窓口（e-Gov）

[https://www.e-gov.go.jp/fsa/annai/contents/tetuduki/ichiran/003\\_005.html](https://www.e-gov.go.jp/fsa/annai/contents/tetuduki/ichiran/003_005.html)

一般社団法人日本資金決済業協会

[https://www.s-kessai.jp/businesses/funds\\_transfer\\_b.html](https://www.s-kessai.jp/businesses/funds_transfer_b.html)

### 2. 前払式支払手段の発行に関する相談・照会等

九州財務局理財部金融監督第三課	TEL：096 - 353 - 6351
九州財務局大分財務事務所理財課	TEL：097 - 532 - 7107
九州財務局宮崎財務事務所理財課	TEL：0985 - 22 - 7101
九州財務局鹿児島財務事務所理財課	TEL：099 - 226 - 6155
一般社団法人日本資金決済業協会	TEL：03 - 6272 - 9255

## ．登録、届出、変更届出等の諸手続きについて

(法第 5 条、法第 7 条、法第 8 条、法第 10 条、法第 11 条関係)

### 1．登録、届出

#### (1) 自家型発行者

自社の店舗においてのみ使用することができる前払式支払手段の発行者を「自家型発行者」といいます。

発行する前払式支払手段の未使用残高(総発行額 - 総回収額)が基準日(3 月末又は 9 月末)において、1 千万円を超えたときは、基準日から 2 月以内に財務局長への届出が必要です。

#### (2) 第三者型発行者

自社以外の第三者の店舗(加盟店、フランチャイズ店等)においても使用可能な前払式支払手段の発行者を「第三者型発行者」といい、事前に財務局長の登録を受ける必要があります。

なお、登録拒否要件は、次のとおりです。

- |   |
|---|
| (登録拒否要件：法第 10 条第 1 項)                               |
| (第 1 号) 法人でないもの                                     |
| (第 2 号) 財産的基礎として、原則 1 億円以上の純資産がない法人                 |
| (第 3 号) 購入等できる物品・役務の内容が公序良俗に反するおそれがないよう措置を講じていない法人  |
| (第 4 号) 加盟店に対する支払を適切に行うために必要な体制の整備が行われていない法人        |
| (第 5 号) 法令を遵守するため必要な体制整備が行われていない法人                  |
| (第 6 号) 他の第三者発行者と同一または類似の商号を用いようとする法人               |
| (第 7 号) 法第 27 条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から 3 年を経過しない法人 |
| (第 8 号) この法律の規定により罰金の刑に処せられ、3 年を経過しない法人             |
| (第 9 号) 役員が法令に規定する経歴に該当する者のある法人                     |

また、法施行後(平成 22 年 4 月 1 日施行)に登録した第三者型発行者が上記に該当することとなった場合、登録取消になることがあります(法第 27 条)。

前払式証票の規制等に関する法律(以下、旧法)下において登録していた第三者型発行者については、6 号と 9 号に該当することとなった場合、登録取消になることがあります。

#### 【参考】

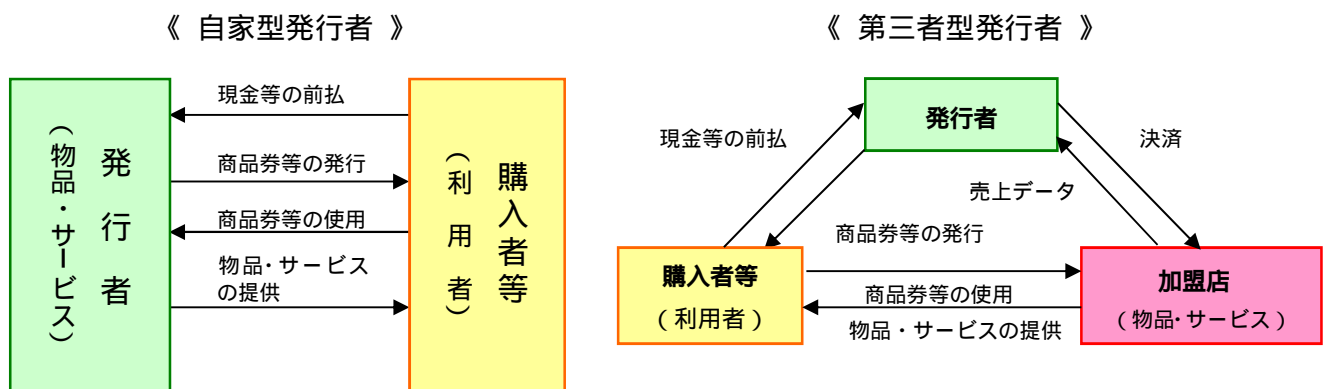
自家型発行者について、使用範囲を拡大するなどした結果、登録を受けないまま、第三者型に該当してしまうケースが見受けられます。使用範囲等を拡大することと

なった場合は、法令等を確認いただくとともに、前広に最寄りの財務局・財務事務所にご連絡ください。

### (3) みなし第三者型発行者

新法施行前に新規発行を停止し、回収のみ行っている第三者型発行者のことです。旧法下において登録を抹消しているため、変更届出は不要です。しかしながら、それ以外（帳簿書類の作成・保存、報告書の提出、払戻し手続き等）については、実施する必要があります。

#### 自家型発行者と第三者型発行者の仕組み



## 2 . 変更届出

登録・届出事項（第2面から第9面）に変更（ ）が生じた場合は、遅滞なく変更届出書等を提出してください。（ 役員、資本金等、所在地、商品券等の種類、業務委託先、商品券表示事項、主要株主、他に行っている事業など）

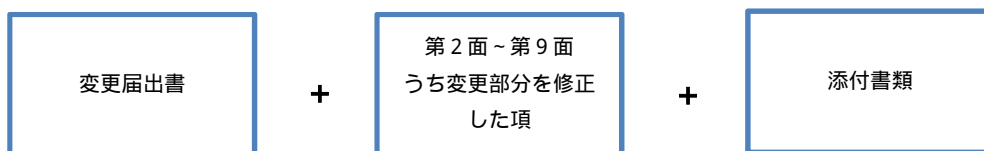
（変更届出に必要な書類）

変更届出書（府令別紙様式第2号（自家型）若しくは府令別紙様式第11号（第三者型））

発行届出書（自家型）若しくは又は登録申請書（第三者型）の第2面から第9面のうち、当該変更事項を修正した新たな項

添付書類（変更事項によっては、各種添付書類が必要になります。添付書類については「府令」に規定されています）

（提出書類イメージ）



## ．基準日報告書、発行保証金の供託等について

(法第 13 条、法第 14 条、法第 15 条、法第 16 条、法第 18 条、法第 22 条、法第 23 条関係)

### 1．基準日報告書等

(1) 前払式支払手段の発行に関する報告書(府令別紙様式第 27 号)(年 2 回)  
基準日(3月末及び9月末)の翌日から2月以内に提出してください。

(添付書類)

最終の(直前本決算の)貸借対照表及び損益計算書(関連する注記を含む)

供託書正本の写し(新規の供託の場合)

発行保証金保全契約の契約書の写し(契約内容を変更又は更新した場合)

信託会社等が発行する基準日における信託財産の額を証明する書面

基準期間	基準日	報告期限
4月1日～9月30日	9月30日	11月30日
10月1日～3月31日	3月31日	5月31日

(留意事項)

未使用の前払式支払手段を収益に計上している場合、当該収益計上分を基準日未使用残高から控除してはいけません。税法による収益(退職益)を誤って回収額に計上するケースが見受けられます。



自家型発行者については、基準日未使用残高が基準額(1千万円)以下となった報告を行ったあとは、再び基準額を超えることになるまでの間、前払式支払手段の発行に関する報告書の提出義務が免除されます。ただし、変更届出の提出等の義務は継続します。

(2) 前払式支払手段発行者の委託先に関する報告書(事務ガイドライン別紙様式 15 の 2)(年 1 回)

毎年3月末の委託状況( )を5月末までに報告してください。

当該報告書の委託先とは、発行の業務を委託している先です。

商品券の製造・印刷などの業務委託先は含みません。

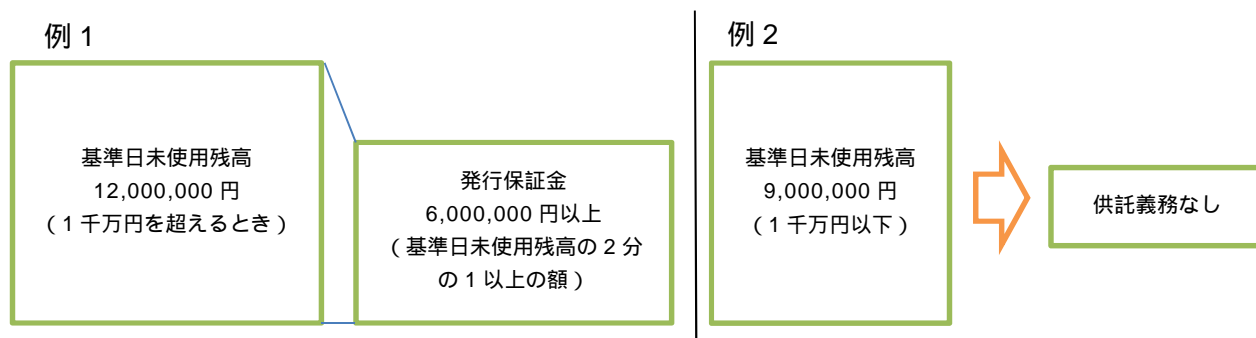
## 2. 発行保証金の供託等

基準日(3月末又は9月末)において、発行した商品券等の未使用残高が1千万円を超えたときは、その未使用残高の2分の1以上の額に相当する額の発行保証金を基準日の翌日から2月以内(それぞれ5月末と11月末が供託の期限です。)に供託する必要があります。

なお、銀行等との間で、発行保証金保全契約を締結し、財務局長に届け出たときは、当該契約の効力の存する間、発行保証金の全部又は一部を供託しないことができます(発行保証金保全契約の内容となるべき事項、締結することができる銀行等が満たすべき要件等が定められています)。

また、信託会社等との間で、発行保証金信託契約を締結し、財務局長の承認を受けたときは、当該契約に基づき信託財産が信託されている間、信託財産の額につき、発行保証金の全部又は一部を供託しないことができます(発行保証金信託契約の内容、承認の申請等が定められています)。

(発行保証金の算出例)



### (1) 発行保証金の供託の方法

以下の を原則としつつ、それ以外の方法として 、 をとることができます。また、これらを組み合わせる(併用する)ことも可能です。

金銭(円貨に限る)や国債(振替国債)・地方債などを、供託所(法務局)へ供託する方法(法第14条)

銀行等と発行保証金保全契約を締結することによって、発行保証金の供託に変える方法(法第15条)

信託会社等との間で発行保証金信託契約を締結することによって、発行保証金の供託に変える方法(法第16条)

### (2) 発行保証金の取戻し

次の場合となったときは、あらかじめ財務局長の承認を受け、それぞれ定める額を次の基準日までに取り戻すことができます。

基準日において未使用残高が基準額(1千万円)以下となった場合  
発行保証金の全額



発行保証金の額が基準日未使用残高の 1/2 を超えることとなった場合  
発行保証金のうち、基準日未使用残高の 1/2 を超えている部分の金額

なお、発行保証金の取戻手続きには、供託者が財務局長に「発行保証金取戻承認申請書」を提出する必要があります。また、財務局長の承認後は、申請者に「発行保証金取戻承認書」を送付しますので、当該承認書をもって供託所における取戻し手続きが可能となります。

### (3) 発行保証金保全契約、信託契約の解除

発行保証金の取戻し同様、基準日において未使用残高が 1 千万円以下となった場合及び保証契約の総額が未使用残高の 1/2 を超えることとなった場合には、財務局長の承認のもと、当該契約の全部または一部を解除することができます。解除承認手続きには、「発行保証金保全（信託）契約解除承認申請書」の提出が必要となります。

### 3 . 帳簿書類の作成・保存

発行額、回収額、基準日未使用残高、発行保証金額の前提として不可欠な情報については、帳簿書類により適切に管理する必要があります。なお、帳簿書類として作成すべき書類や保存期間等については、府令において次のとおり定められています。

( 帳簿書類 )

前払式支払手段及びその支払可能金額等の種類ごとの発行数、発行量及び回収量を記帳した管理帳

法第三条第一項第二号 に掲げる前払式支払手段に係る物品又は役務の一単位当たりの通常提供価格を記帳した日記帳

前払式支払手段及びその支払可能金額等の種類ごとの在庫枚数管理帳

( 帳簿書類の作成イメージ )



( 保存期間 )

帳簿の閉鎖の日 ( 各事業年度の最終日に帳簿を閉める日 ) から少なくとも 5 年間

【参考】

帳簿書類に関連する資料やデータについても帳簿に準じた取扱いにすることが望ましいと考えられます。ただし、社内的に管理責任等が明確にされており、他の保存規程等の関係等から合理的な保存期間を設定することは、特に問題はないと考えられています。

#### 4. 表示・情報提供義務

前払式支払手段を発行する場合、券面等に表示しなければならない事項が法令で定められております。なお、前払式支払手段の形態（証票型、ICカード型、サーバー型）により、表示・情報提供の方法が異なりますので、新たな種類の前払式支払手段を発行される際には、事前に最寄りの財務局・財務事務所へご相談下さい。

（表示・情報提供）

法第 13 条第 1 項

- （第 1 号）氏名、商号又は名称
- （第 2 号）前払式支払手段の支払可能金額等
- （第 3 号）期間又は期限があるときは、当該期間又は期限
- （第 4 号）苦情又は相談窓口の所在地及び連絡先
- （第 5 号）その他府令で定める事項

法第 13 条第 1 項第 5 号、府令第 22 条第 2 項

- （第 1 号）使用することができる施設又は場所の範囲
- （第 2 号）利用上の注意
- （第 3 号）電磁的方法により記録している前払式支払手段にあっては、その未使用残高又は当該未使用残高を知ることができる方法
- （第 4 号）約款・説明書等が存する場合には、当該約款等の存する旨

次の要件を全て満たす場合に限り、府令第 22 条第 2 項第 1 号又は第 2 号に掲げる事項については、主要なものの情報を提供することで足りることとなっています（府令第 22 条第 3 項）。  
 ・約款等に第 1 号及び第 2 号に掲げる記載があること。  
 ・前払式支払手段を購入される際に、当該約款等がその購入者に交付されること。

（紙型表示イメージ）

（表）

商品券	
¥ 1 , 0 0 0 円	
株式会社	

（裏）

この商品券は当社の      マークの表示がある店舗、加盟店で利用できます。 有効期間 発行から 年 発行日 年 月 日 利用上の注意 現金とのお引換え、釣り銭の発行はいたしません。 盗難、紛失、滅失等の場合は、当社は責任を負いません。 詳しくは約款をご覧ください。 株式会社 県 市 1-2-3 電話 - -	法第 13 条第 1 項第 2 号 法第 13 条第 1 項第 1 号 法第 13 条第 1 項第 5 号 府令第 22 条第 2 項第 1 号 法第 13 条第 1 項第 3 号 法第 13 条第 1 項第 5 号 府令第 22 条第 2 項第 2 号 法第 13 条第 1 項第 5 号 府令第 22 条第 2 項第 4 号 法第 13 条第 1 項第 4 号
--	---

## ．払戻し手続きについて

(法第 20 条、法第 30 条関係)

### 1 ．発行の業務の廃止に伴う払戻し (法第 20 条第 1 項)

発行の業務の全部または一部を廃止した場合、または、第三者型発行者が登録を取り消された場合、発行者は当該前払式支払手段の保有者に、未使用残高を払い戻さなければなりません。

なお、発行の業務の廃止とは、当該前払式支払手段の発行 (販売) 及び回収 (使用) の双方を取りやめる場合を指します (例えば、店舗閉鎖や機器の更新等により、当該前払式支払手段の使用自体ができなくなった場合)。

利用終了を決定した場合は、速やかに最寄りの財務局・財務事務所に報告してください。

(払戻し手続きの流れ)

利用終了を決定：「払戻し等に係る報告書」(事務ガイドライン別紙様式 17) を提出

利用終了について周知：

- ・周知期間を設定 (可能な限り 60 日以上)
- ・自社ホームページや加盟店における掲示等

利用終了：「発行の業務の廃止等届出書」(府令別紙様式第 31 号) を提出

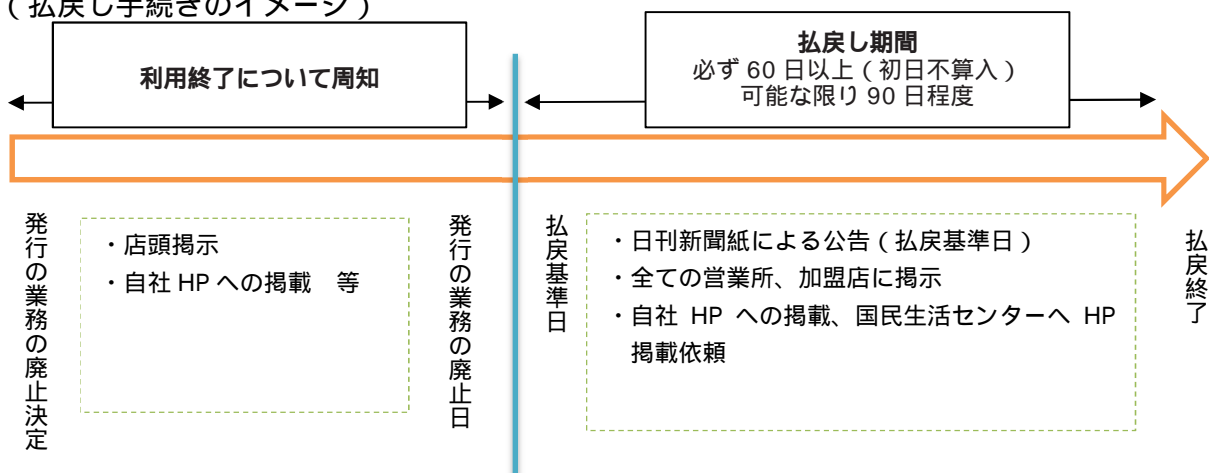
払戻しの開始：

- ・日刊新聞への公告
- ・すべての営業所又は事務所及び加盟店に掲示
- ・自社 HP への掲載、国民生活センターへ HP 掲載依頼
- ・払戻し期間を設定 (必ず 60 日以上、初日不算入 (可能な限り 90 日程度))
- ・払戻し公告届出書 (別紙様式第 24 号) を提出

払戻しの完了：「払戻し完了報告書」(府令別紙様式第 25 号) を提出

一部廃止の場合は、「変更届出書」(府令別紙様式第 2 号、第 11 号) を提出

(払戻し手続きのイメージ)



## 2. 払戻しの原則禁止と法第 20 条第 5 項の払戻しについて

法第 20 条第 1 項に該当する場合を除いて、前払式支払手段の保有者への払戻しは原則として禁止されています。

ただし、以下の場合には、例外的に各発行者の判断により払戻しを行うことが認められています。

基準日を含む基準期間における払戻金額の総額が、当該基準日の直前の基準期間の発行額の 20%を超えない場合

基準日を含む基準期間における払戻金額の総額が、当該基準期間の直前の基準日における基準日未使用残高の 5%を超えない場合

前払式支払手段の保有者のやむを得ない事情により、当該前払式支払手段の利用が著しく困難となった場合（例えば、前払式支払手段を利用することが困難な地域へ転居する場合など）

### 【釣銭の発行について】

上記のとおり、前払式支払手段は原則として払戻しを禁止しており、釣銭も払戻しに該当することから、法第 20 条第 5 項の範囲内で行う必要があります。

釣銭を発行している場合は、法第 20 条第 5 項の範囲内で収まっているかどうかについて、例えば定期的なサンプルチェックを行うなど、釣銭の発行額を把握する必要があります。

### 3. 発行の業務の承継

#### (1) 自家型前払式支払手段の発行の業務の承継

自家型前払式支払手段の発行の業務については、当該発行者以外の者が、相続又は事業譲渡、合併若しくは会社分割その他の事由により承継することができます。

なお、承継日の直前の基準日未使用残高が一千万円以下の場合、承継先における承継届出書の提出は不要となります。ただし、その後、基準日未使用残高が一千万円を越えた時点で、改めて発行届出書を提出していただくこととなりますので、承継元は承継先に対して予めその旨を説明していただく必要があります。

また、承継先が元より届出済の自家型発行者、または、登録済の第三者型発行者である場合、承継届出書の提出は不要となります（承継先は、承継した自家型前払式支払手段に係る、変更届出書を提出することとなります）。

承継元は、全部承継する場合において「発行の業務の廃止等届出書」、一部承継する場合において「発行の業務の廃止等届出書」及び変更届出書を届け出ていただくこととなります。

他の自家型発行者に承継させる場合

承継元：廃止届出、変更届出（一部承継の場合） 承継先：変更届出

他の第三者型発行者に承継させる場合

承継元：廃止届出、変更届出（一部承継の場合） 承継先：変更届出

前払式支払手段発行者以外の者に承継させる場合

承継元：廃止届出、変更届出（一部承継の場合） 承継先：承継届出

#### (2) 第三者型前払式支払手段の発行の業務の承継

第三者型前払式支払手段の発行の業務については、登録自体の承継を認める規定がないことから、登録済の第三者型発行者以外に承継することはできません（登録済の第三者型発行者以外に承継したい場合は、承継先が承継日以前に第三者型発行者の登録を受ける必要があります）

他の第三者型発行者に承継させる場合

承継元：廃止届出、変更届出（一部承継の場合） 承継先：変更届出

自家型発行者を含む、第三者型発行者以外の者に承継させる場合

承継元：廃止届出、変更届出（一部承継の場合） 承継先：あらかじめ登録

### (3) 承継に係る発行保証金について

承継元の発行保証金について、府令第24条第2項の規定により、承継先が承継日以後最初に到来する基準日の翌日から2月以内に、発行保証金の保全措置を講じるまでの間は、承継先の発行保証金とみなされます。

このため、承継先が発行保証金の保全措置を講じるまでの間について、承継元は発行保証金について取戻・解除することができませんのでご注意ください(ただし、承継先が承継日以後最初に到来する基準日よりも前に、発行保証金の保全措置を講じて「前払式支払手段の発行に関する報告書」等を提出するとともに、承継元が「前払式支払手段の発行に関する報告書」(修正)及び「発行保証金(取戻、保全契約・信託契約解除)承認申請書」を提出する場合は、この限りではありません)。

## ．発行者の義務一覧

義務		自家型発行者	第三者型発行者	みなし第三者型発行者（ 2 ）
届出	法第 5 条	（ 1 ）		
登録	法第 22 条			
帳簿書類の作成・保存	法第 23 条			
報告書	法第 23 条	（ 3 ）		
発行保証金等の供託（ 4 ）	法第 14 条 法第 15 条 法第 16 条			
表示義務	法第 13 条			
変更届出	法第 5 条 法第 11 条			
立入検査等	法第 24 条 法第 25 条 法第 26 条			
払戻し手続き（ 5 ）	法第 20 条 第 1 項			

1：基準日（3月末、9月末）の未使用残高が1千万円を超えた場合、届出が必要となる。

2：みなし第三者型発行者とは、法施行前に新規発行を停止し、回収のみ行っている発行者のこと。旧法時に登録を抹消しているため、変更届出は不要。

3：基準日の未使用残高が1千万円以下となった場合、当該基準日以降の基準日の未使用残高が1千万円を超えるまで、報告義務はなくなる。

4：基準日の未使用残高が1千万円を超えるときは、当該未使用残高の2分の1以上の額の発行保証金を供託しなければならない。

5：発行の業務の全部又は一部を廃止した場合、払戻しを行わなければならない。